

《障害者》



「障害」と一言に言っても、障害の種類や特性の違いによって必要とする配慮が異なります。まずは障害について理解し、その人に応じた支援や見守りをお願いします。

● 身体障害

聴覚や視覚に障害がある人は情報を得にくかったり、身体的な理由から合理的配慮を必要としたりする場合があります。

● 知的障害

人を信じやすく、疑わないことがあります。また、関連付けて考えたり応用して行動したりすることが苦手な人もいます。

● 発達障害

説明が分からなくても「はい」と返事することがあります。また、暗黙の了解を理解することが難しい人もいます。

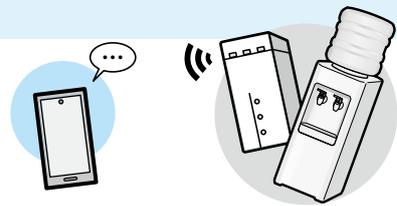
● 精神障害

気持ちの浮き沈みが行動に表れ、その時々によって行動が異なることがあります。

トラブルの一例

● 発達障害のあるAさん(24)の場合

新しい携帯電話を購入しようと携帯ショップを訪れた。Aさんは口頭での説明を十分に理解できず、店員に言われるがまま必要以上にオプションを付け、高額な契約をしてしまった。後日インターネット周辺機器やウォーターサーバーなどが届いたが、誰にも相談できず、支援者が気付いたときには多額の督促状が届いていた。



▶ Aさんが困ったこと

- ・口頭での説明が分からなかった
- ・必要なものかどうか判断ができなかった
- ・誰に相談すればいいのかわからなかった

● 困っていたら

本人が言いづらいこともあるかもしれませんが、誰にも相談できず、長い間放置されたままになり、気付いたときには問題が大きくなってしまっていることがあります。本人の様子と生活に変化がないか、心配りをするだけでも早期解決のきっかけとなります。不適切な契約であればクーリングオフができる場合があります。

● 未然に防ぐために

日頃から本人と困りごとについて話したり、相談先を決めたりしておくことが重要です。繰り返し伝えることでトラブルを未然に防ぐことができるかもしれません。また、物事を説明する際に、口頭だけでなく図を用いるなどの合理的配慮をお願いします。

相談先

- やすらぎ福祉課
(金屋庁舎内)
☎ 22-4501

障害などがあって、今後トラブルにあう不安がある場合はご相談ください。

クーリングオフ制度とは

訪問販売や電話勧誘販売、連鎖販売取引する場合などには、クーリングオフという制度により無条件で解約できることがあります。クーリングオフの方法は、契約書を受け取ってから基本的に8日以内（連鎖販売取引の場合は20日間）にはがきを書いて通知します。書き方は右のとおりです。はがきは両面をコピーして保存し、簡易書留などにして証拠を残します。クレジット契約をしている場合はクレジット会社にも同じようにはがきを出します。

はがきに記載すること

契約解除通知

- ・契約年月日
- ・販売業者
- ・担当者氏名
- ・商品名
- ・契約金額

上の契約を解除します。

- ・契約解除通知日
- ・契約者住所、氏名